

# 全国漫画家大会議 in まんが王国・土佐開催委託業務 公募型プロポーザル募集要領

## 1 事業の概要

### (1) 事業名

全国漫画家大会議 in まんが王国・土佐開催委託業務

### (2) 事業の目的

全国から多くの漫画家に参画いただき、まんがの未来を語り、次代の担い手を育成するイベントを開催することにより、日本のまんが文化の発展に寄与するとともに、参加者がまんがを通じて高知の自然や食を満喫する機会を設けることで、「まんが王国・土佐」の魅力を全国に発信する。

### (3) 事業内容

別添「全国漫画家大会議 in まんが王国・土佐開催委託業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

### (4) 委託期間

（委託契約締結日）～平成 28 年 3 月 25 日（金）

## 2 見積限度額

25, 500 千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

## 3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手方となる候補者及び次点者を選考するために「全国漫画家大会議 in まんが王国・土佐開催委託業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）を設置する。

## 4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下、「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。この審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、候補者とまんが王国・土佐推進協議会（以下「協議会」という。）は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進む。10 日（土・日・祝を除く。）以内に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者と交渉を行うこととなります。

## 5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりとします。

- (1) 高知県内に主たる営業所（本社又は本店等）を置く者であること。
- (2) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加者登録名簿に登録されている（もしくは契約締結時まで登録が予定されている）者であること。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (4) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (7) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 複数の事業者により構成された団体からの共同提案（共同企業体としての提案含む）を行う場合は、構成メンバー代表者が高知県内に本社又は本店を置く者であること。
- (9) 過去10年に同種同程度のイベント企画・運営実績を持っていること。

## 6 説明会

日時：平成27年3月27日（金）13:30～14:30

場所：高知共済会館（高知県高知市本町5丁目3-20）

※説明会に出席される事業者は別紙「説明会参加申込書（様式-1）」を、FAX又は電子メールにて協議会事務局へ提出してください。

なお、説明会への参加は、当プロポーザル参加の必須条件ではありません。

### (1) 提出期限

平成27年3月26日（水）14時必着

### (2) 提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県庁本庁舎5階 高知県文化生活部まんが・コンテンツ課内

まんが王国・土佐推進協議会事務局 担当：小松

TEL 088-823-9711 FAX 088-823-9296 E-mail 141701@ken.pref.kochi.lg.jp

## 7 質疑と回答

質疑は平成27年3月30日（月）14時までに、別紙「全国漫画家大会議 in まんが王国・土佐開催委託業務公募型プロポーザルに関する質疑書（様式-2）」により持参、又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）もしくはFAX、電子メールで受け付けます。質疑と回答の内容は、質問者および事前説明会に出席したすべての事業者に平成27年3月31日（火）までに電子メールで通知します。

## 8 参加申込

プロポーザルに参加する事業者は、別紙「参加申込書（様式-3）」を提出する必要があります。参加申込み提出後の辞退は認めません。

### (1) 提出方法

持参、又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）

### (2) 提出期限

平成27年4月8日（水）14時必着

### (3) 提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県庁本庁舎5階 高知県文化生活部まんが・コンテンツ課内

まんが王国・土佐推進協議会事務局 担当：小松 TEL 088-823-9711

## 9 企画提案書の作成

別途定める「全国漫画家大会議 in まんが王国・土佐開催委託業務公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」及び「仕様書」に基づいて企画提案書を作成してください。

### (1) 提出方法

持参、又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）

### (2) 提出期限

平成 27 年 5 月 8 日（金）14 時

### (3) 提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号  
高知県庁本庁舎 5 階 高知県文化生活部まんが・コンテンツ課内  
まんが王国・土佐推進協議会事務局 担当：小松 TEL 088-823-9711

## 10 審査委員会（プレゼンテーション）

別途定める「全国漫画家大会議 in まんが王国・土佐開催委託業務公募型プロポーザル審査要領」に基づき実施します。審査委員会は平成 27 年 5 月中旬に開催することとし、詳細な日時等を「参加申込書」を提出された方に改めてお知らせします。

## 11 審査結果

審査結果は、平成 27 年 5 月下旬に、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に準じて、開示請求があった場合には開示の対象となります。

## 12 日程

平成 27 年 3 月 20 日（金）	公募開始
平成 27 年 3 月 26 日（木）14 時	説明会参加申込締切
平成 27 年 3 月 27 日（金）13:30～	説明会
平成 27 年 3 月 30 日（月）14 時	質疑書提出締切
平成 27 年 3 月 31 日（火）	質疑書への県の回答期限
平成 27 年 4 月 8 日（水）14 時	参加申込書提出締切
平成 27 年 5 月 8 日（金）14 時	企画提案書の提出締切
平成 27 年 5 月中旬	審査委員会（プレゼンテーション）
平成 27 年 5 月下旬	審査結果通知

## 13 提出書類の取扱い

(1) 提出された書類は返却されません。

(2) 提出された書類は、必要に応じ複写（協議会内及び審査委員会での使用に限ります。）します。

(3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に準じて、開示請求があった場合には対象文書として原則開示することとなります。

なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となるので、該当がある場合には提出書類の該当部分とその具体的な理由を別紙（様式-4）により提出してください。

ただし、開示・非開示の判断は、提出された書類を参考として、同条例に準じて協議会が客観的に判断します。

#### 14 問合せ先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県庁本庁舎5階 高知県文化生活部まんが・コンテンツ課内  
まんが王国・土佐推進協議会事務局 担当：小松

TEL 088-823-9711 FAX 088-823-9296

E-mail 141701@ken.pref.kochi.lg.jp

#### 15 その他

- (1) 参加申込み提出後の辞退はできませんのでご注意ください。
- (2) 企画提案書を受理した後の追加及び修正は認めません。
- (3) 企画提案に要する全ての費用は、参加者の負担とします。
- (4) 次の各号に該当した場合、参加者は失格とする場合があります。
  - ①提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合。
  - ②審査委員、協議会職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合。
  - ③プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合。
  - ④虚偽の内容が記載されていることが判明した場合。
  - ⑤企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しない場合。
  - ⑥企画提案書に記載された見積額が本要領に規定した見積限度額を上回った場合。
  - ⑦その他、失格とすることが適当であると認められる事実が判明した場合。

【参考】高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者

国からの通達等において特別の定めがあるものを除き、次に掲げるものをいう。

ア 暴力団

イ 暴力団員

ウ 暴力団員等

エ アからウまでに掲げるもの以外のものであって、次のいずれかに該当するものとして知事が認めるもの

(ア) 役員等が暴力団員等に該当するもの

(イ) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの

(ウ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

(エ) 役員等が、自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

(オ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

(カ) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(キ) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(ク) (ア)から(キ)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの